

いきいきセンター指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が開設するいきいきセンター指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いきいきセンター指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 江別市大麻沢町5番地の6（在宅介護支援センターいきいき内）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員3名（常勤職員3名）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

営業時間以外の時間においても、必要に応じて対応できるよう24時間連絡体制を確保する。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者及び家族からの居宅サービス計画の作成の依頼があった場合は、事業所内の相談室において適切に相談に応ずる。また、電話、ファックスで相談があった場合には、利用者及びその家族の希望する場所及び方法にて相談に応じる。
- (2) 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、地域における指定居宅サービス事業

者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、その選択を求める。

- (3) 利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、利用者宅を訪問し「MDS－HC」等のアセスメント方式により課題分析を行い、利用者及びその家族の希望並びに利用者の課題に基づいて居宅サービス計画原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画原案に基づき、当該計画のサービス担当者を招集して事業所内の会議室において会議を開催するほか、担当者への電話、ファックス等による照会を行い、専門的見地から意見を求める。
- (5) 上記の経過を踏まえ、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、サービスの内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書により合意を得て居宅サービス計画を作成する。
- (6) 当該居宅サービス計画作成後においても必要に応じ、指定居宅サービス事業者等のサービス提供機関、その他の保健医療、福祉関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の見直しを行い、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行う。

(費用等)

第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の費用は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスである場合は、利用者による負担はないものとする。

2 通常の事業の実施区域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、介護支援専門員が事業所の自動車を使用した場合には、利用者の負担はないものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前にその旨を説明し、支払いの同意を得た上で徴収する。

(通常の実施区域)

第8条 事業の実施区域は江別市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。